

議第64号 専決処分の承認について

1 提案理由

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）に感染し、又は感染が疑われる給与等※の支払を受けている国民健康保険の被保険者（以下「国保の被保険者」といいます。）に傷病手当金を支給する市町村国民健康保険（以下「国保」といいます。）等に対し、支給額の全額について特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれたことを受け、厚生労働省から当該傷病手当金の支給の検討について要請がありました。

これを受け、本市の国保においても、感染症拡大防止の観点から、国保の被保険者が感染し、又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を早急に整えるため、早期に呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）を改正し、傷病手当金の支給ができることとする必要がありました。特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

※ 給与等

俸給、給料、賃金、歳費及びこれらの性質を有する給与をいい、賞与及び事業収入等は含まれません。

2 改正の内容

感染症に感染し、又は感染が疑われる本市の国保の被保険者に係る傷病手当金支給の規定の新設

(1) 対象者

給与等の支払を受けている本市の国保の被保険者のうち、感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染症の感染が疑われ、療養のため労務に服することができない者

(2) 支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給対象期間開始日」といいます。）から当該期間の最終日（最長1年6か月）までのうち、労務に服することを予定していた日（以下「就労予定日」といいます。）

(3) 支給額

「直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た金額」×2/3×就労予定日の日数

日額の上限は、健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額としました。ただし、改正後の呉市国民健康保険条例附則第5条第1項に規定する支給期間内に給与等の全部又は一部の支払を受

けることができる場合は、当該金額との差額を支給することとしました。

また、対象者のうち感染症に感染した者が、その者を使用する事業所の事業主から受けることができるはずであった給与等を受けることができなかったときは、その金額は控除せず支給しますが、本市において、当該事業主から同額を徴収することとしました。

(4) 適用

支給対象期間開始日が令和2年1月1日から規則で定める日（令和2年9月30日）までの間に属するとき。

3 傷病手当金について

公的医療保険制度における傷病手当金とは、被保険者が病気又はけがの療養のため労務に服することができなくなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合、その期間、一定の金額を支給するものです。

全国健康保険協会（協会けんぽ）等の被用者保険では、傷病手当金は法定給付とされていますが、国保では、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項の規定により、条例の定めるところにより支給することができることとされています。

この趣旨は、国保の保険者に保険財政上余裕がある場合等に、自主的な判断により条例に規定することによって、その支給を可能とするものです。

4 施行期日等

令和2年4月30日から施行し、支給対象期間開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。